

学校施設のエレベーター整備等に関する方針

1 方針策定の背景

バリアフリー法の改正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法は、高齢者や障害者の移動上、施設利用上の利便性や安全性の向上を図るため、特定の建築物の建築主や所有者に対し、当該建築物にある出入口、廊下、階段、エレベーター等の施設を、政令で定める基準に適合させる義務を課しています。

このバリアフリー法と同法施行令が令和2年に改正され、基準への適合義務が生じる建築物に公立小中学校が新たに加えられました。これにより、令和3年度以降の新設校については基準への適合義務が、既設校についても、その努力義務が課されることとなりました。

また、この法改正に係る附帯決議では「公立の小中学校が災害時の避難所となっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。」とされました。

国の整備目標

以上のことを踏まえ、文部科学省は、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標期限となる令和7年度末までに、公立小中学校におけるバリアフリー化を緊急かつ集中的に進めるための整備目標を定め、これを令和2年（2020年）12月25日付けで各教育委員会宛に通知しました。

整備目標では、エレベーター、車椅子使用者用トイレ、スロープ等による段差解消の3つの項目について、令和7年度末までに達成すべき目標が示され、車椅子使用者用トイレは避難所に指定されている全ての学校（総学校数の約95%）に、スロープ等は全ての学校（総学校数の100%）に、エレベーターは要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校（校舎設置分にあつては総学校数の約40%に、体育館設置分にあつては総学校数の約75%に相当）に、それぞれ整備するべきとされました。

国による財政支援制度

この整備目標を達成するため、公立学校施設におけるバリアフリー化のための改修事業については、令和7年度までの間、国庫補助率が1/3から1/2へ引き上げられるなどの財政支援制度が整備されました。

2 市の現状と課題

本市の学校施設におけるバリアフリー化の現状

整備目標に係る本市の令和4年10月時点の現状は、バリアフリースイールの整備率が100%、スロープの整備率が約97%、エレベーターの整備率が約13%となっています。

このうち、スロープ整備については、大規模工事が必要となる特異なケースを残すのみとなっていますが、エレベーター整備については、要配慮児童生徒が増加している現状にあっても、整備目標との乖離が大きいままとなっています。

このような現状において、エレベーターの新設は、学校整備計画において、長寿命化改修に合わせて行うこととされており、整備率を大きく向上させる目途がない状況にあります。

要配慮児童生徒への対応上の課題

本市では、要配慮児童生徒の在籍校に階段昇降車を配備していますが、操作者の配置が必要なこと、昇降に時間がかかること、特に医療的ケアを必要とする要配慮児童生徒については、昇降中の突発事象への対応が困難であること等の課題があります。

3 方針の趣旨

この方針は、以上の背景や現状に加え、本市の教育振興基本計画が、障害のある子どもをはじめ、全ての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動することをめざし、『ともに学び、ともに育つ』教育の充実』を基本方策のひとつとして掲げていることを踏まえ、本市の学校施設におけるエレベーター整備を加速化するための考え方を示すものです。

4 学校施設におけるエレベーター整備についての考え方

整備対象校

令和4年10月時点でエレベーターが既に設置されている小中学校は8校あり、令和8年度にエレベーターが整備される禁野小学校を除くと、エレベーターが未整備の学校は54校となります。

国の整備目標は、令和7年度末時点の要配慮児童生徒等の在籍校を対象とするものですが、児童の在籍状況は変動するものであり、特定時点における在籍状況に基づき対象校を限定しても、いずれはエレベーターの未整備校に要配慮児童生徒が在籍する状況は生じ得ることになるため、本市においては、全てのエレベーター未整備校を整備対象校とします。

整備の進め方

これらのことから、本市の小中学校へのエレベーター整備は、国の整備目標を踏まえ、要配慮児童生徒が在籍する学校を優先することとしつつ、その中でも、現在、階段昇降車を利用しており、特にエレベーターの必要性の高い医療的ケアを必要とする要配慮児童生徒の在籍校を優先に、毎年度2校程度のペースで進めることとします。

また、エレベーター整備を計画的に進めるため、おおむね5年間にわたる取組みに係る年次計画をあらかじめ策定、公表するものとし、整備実施校については、在籍する要配慮児童生徒の学年や在籍数、学校規模などを総合的に勘案し、選定していきます。

これらの情報に加え、要配慮児童生徒の入学見込みにに関する情報も踏まえることで、エレベーターがその効果をより多くの場面で発揮することができる学校に優先的に整備するものです。

ただし、計画期間中の進学や転入によって要配慮児童生徒が在籍する場合もあることから、整備実施校の組替えや追加を行う等、年次計画の内容は、毎年度、状況を確認し必要に応じて見直すこととします。

また、エレベーターの設置を要する改修が予定されている学校等については、年次計画による整備実施校としない場合があるものとします。なお、これまでどおり、校舎の建替えや長寿命化改修を行う際には、エレベーターの設置を含めた整備を進めます。

整備の周知等

エレベーターの整備が完了している学校や年次計画に基づく整備予定校については、入学見込みのご家庭などエレベーターを必要とされる方に情報が届くよう、十分な周知を行います。

設置されたエレベーターについては、要配慮児童生徒の移動時だけでなく、地域の方々が来校される際や、荷物を安全に運搬する必要がある場合など、必要な場面で利用できるよう有効活用を図ります。

当面の対応等

国に対しては、引き続き財政支援制度の拡充と期間の延長を要望する等、財源の確保に努め、財政状況を勘案しながら、必要に応じて整備ペースの見直しを図るものとします。特に、要配慮児童生徒の在籍校への整備が完了するまでの間は、2校程度のペースに限らず、整備の加速化を図ります。

なお、要配慮児童生徒の在籍校にエレベーターが整備されるまでの間については、これまでどおり、階段昇降車の導入で対応するものとします。

エレベーター1基当たり（概算）

《事業費》 設計費 5,000 千円 工事費 50,000 千円
《財 源》 国庫補助金 8,500 千円（17,000 千円×1／2）
市債 32,300 千円 一般財源 14,200 千円
《ランニングコスト》 点検委託料：1,000 千円/年

※上記はあくまで想定額です。（工事費については、詳細設計の結果により算出）

[策定年月 令和5年（2023年）3月]